1 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書 第1編1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたも のである。

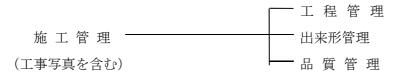
1 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適 用

この管理基準は、岡山市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されてない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構 成



4 管理の実施

- (1)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理を行うものとする。ただし、応急 処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるも のとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測 し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成し管理するものとす る。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1箇所」となっている項目に ついては、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定する ものを実施するものとする。

6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7 その他

工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後 明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を 写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対 し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

土木工事施工管理基準の運用方針

1. 適用除外

- (1) 土木工事施工管理基準によりがたい特に軽微な工事、特殊な工事の出来形管理、品質管理については、管理項目の変更等を特記仕様書に明記する。
- (2) 軟弱地盤に係る工事で出来形の管理基準(施工管理基準・管理方法・規格値)の適 用除外又は変更は、特記仕様書に明記する。
- (3) 基準高さについて、設計図書に明示されているもの及び監督員の指示するものの外は適用除外とする。

但し、道路や既存施設等の高さに一致させる必要がある路側構造物等の場合には、 基準高さの規格値を満たし、同時に既存施設等の高さと一致させ、道路交通等に支障 とならないよう施工管理しなければならない。

(4) 岡山市小規模工事取扱規程による工事で、当該土木工事管理基準を準用できる工事 はこの基準による。それ以外は別に定める基準により施工管理する。

2. 合格判定值

- (1) 個々の測定値が規格値の上限を上回った場合、機能上支障がなければ合格と認めることもある。
- (2) 掘削深さ等の基準高さが明示されていない場合は、個々の測定値が規格値内にあっても、その平均は原則として設計値を下回ってはならない。
- (3) 個々の測定値が規格値の下限を下回った場合は不合格とする。